

西脇市地域クラブ サポーター募集要領

令和7年11月

西脇市教育委員会

学校の働き方改革を推進するとともに、将来にわたって子どもたちが豊かなスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保するため、学校と地域が連携・協働しながら中学校の部活動を段階的に地域クラブ活動へ移行する取り組みを進めています。

この趣旨にご賛同いただき、ご自身の経験や知識、技能を活かして子どもたちの成長を支えてくださる地域クラブサポーター（指導者・支援者）を募集します。

1 目的

西脇市の地域クラブにおける指導の担い手を確保し、子どもたちが専門的な指導のもとで安全に活動できる環境を整えるため、「西脇市地域クラブサポーターバンク」（以下「サポーターバンク」）を設置し、登録者を募集するものです。

2 サポーターバンクの概要

サポーターバンクは、地域クラブで指導・支援を行いたいという意欲のある方（登録者）と、指導者を探している地域クラブや団体とをつなぐ（マッチングする）ための仕組みです。

登録された方には、指導可能な種目や時間帯などの情報を提供いただき、地域クラブからの要請に応じて紹介します。

3 登録要件

以下の要件をすべて満たす方が登録できます。

- (1) 登録を申請する年の4月1日現在で18歳以上の方（ただし、高等学校又は高等専門学校の第1学年から第3学年までに在籍する者を除く）。
- (2) スポーツ・文化芸術活動に関心があり、その指導又は支援（以下「指導等」という。）に意欲を有する方。
- (3) 過去の指導等において、体罰、ハラスメントその他指導者として不適切と認められる行為をしたことがない方。
- (4) 以下のいずれにも該当しない方。

ア 地方公務員法第16条に規定する欠格条項

イ 学校教育法第9条に規定する欠格条項

ウ 西脇市における暴力団の排除の推進に関する条例第2条に規定する暴力団の構成員等

4 地域クラブサポーターの主な活動内容

活動内容は、所属する地域クラブとの協議によって決まりますが、主に以下のような活動が想定されます。

- (1) 実技指導
専門的な技能や知識に基づく実技指導、練習方法の助言
- (2) 安全管理
けがの予防や活動中の安全確保、事故発生時の対応

- (3) 大会等への引率
大会や練習試合、発表会等への引率
- (4) 用具・施設の管理
活動に必要な用具や施設の点検・管理
- (5) 連絡調整
保護者等との連絡調整・連携

5 報酬

- (1) 実証事業期間中の活動
西脇市地域クラブに認定を受けた団体に限ります。
 - ア 指導者
1人1時間につき1,600円を報酬として市からお支払いします（1か月を通算して計算し、30分未満は切り捨て、30分以上は1時間に切り上げます）。
 - イ 支援者
無償ボランティアにつき報酬はありません。
- (2) 実証事業期間外の活動
指導者・支援者への報酬は、各地域クラブが定めた基準に基づき、地域クラブから直接支払われます。金額や支払い条件は、活動を開始する前に地域クラブと直接協議してください。

6 登録期間

- 登録の日から、その日が属する年度の末日を含めて3年を経過する年度の3月末日まで。
(例：令和8年1月に登録した場合 → 令和10年3月31日まで)
※登録期間が満了する前に、更新手続きのご案内をします。

7 登録申請方法

- 「西脇市地域クラブサポーターバンク登録申請書兼誓約（同意）書（様式第1号）」に必要事項を記入の上、下記の申請先に持参または郵送してください。
※申請書は西脇市ホームページからダウンロードできます。

8 登録から活動開始までの流れ

- (1) 登録申請
申請書を市教育委員会へ提出します。
- (2) 審査・登録
市教育委員会で要件等を確認し、サポーターバンクへ登録します。登録完了後、通知書を送付します。
- (3) 情報提供・照会
地域クラブから指導者の要請があった場合、市教育委員会が条件の合う登録者へ連絡し、情報提供の同意を確認します。
- (4) マッチング（協議）

登録者が同意した場合、地域クラブへ連絡先等の情報を提供します。その後、地域クラブと登録者で活動内容や条件について直接協議していただきます。

(5) 活動開始

双方の条件が合致すれば、指導者・支援者として活動開始となります。

※サポーターバンクへの登録は、地域クラブでの活動を保証するものではありません。地域クラブからの要請や条件が合致しない場合は、活動に至らないこともありますので、ご了承ください。

9 その他

提出された申請書類は返却しません。

申請により取得した個人情報は、サポーターバンクの運営及び地域クラブとのマッチング目的にのみ使用し、西脇市個人情報保護条例に基づき適正に管理します。

登録内容（住所、連絡先等）に変更があった場合は、速やかに変更届を提出してください。

登録者が要件を満たさなくなった場合や、おおむね6月間連絡が取れない場合など、登録を取り消すことがあります。

活動上知り得た個人情報や秘密を漏らしてはなりません。これは登録が取り消された後も同様です。

10 申込み先及び問い合わせ先

西脇市教育委員会 生涯学習課
〒677-8511 西脇市下戸田128-1
電話：0795-22-3111

E-mail：manavita@city.nishiwaki.lg.jp

※受付時間：平日午前9時～午後5時（土・日・祝を除く）

11 参考資料

(1) 学校部活動及び新たな地域クラブ活動の
在り方等に関する総合的なガイドライン

（令和4（2022）年12月）

(2) 西脇市の「休日の学校部活動の地域展開」
に関する基本方針

（令和7（2025）年2月）

